

(参考)

信州観光振興ビジョン（観光協会作成中期実施計画）

事業別ビジョン

プロフィットセンター：() は例示

- ・ ウエップビジネス（「さわやか信州旅ネット」運用事業の手数料収入）
- ・ リピーター創出（電子マネー）
- ・ 観光情報センターの運営（物産品やキャラクターグッズ販売）
- ・ キャンペーン推進協議会
- ・ ホスピタリティ・エコアカデミー
- ・ スキー王国 NAGANO 構築（ツアー商品の企画・斡旋、商品(企画リフト券等)の企画・販売）
- ・ 国際観光（海外(旅行)商品の募集）
- ・ 学習旅行（「サマーキャンプ in 信州」募集）
- ・ 商品企画販売営業・温泉王国長野・ブランディング戦略
- ・ イベント展開（スポーツイベントや音楽イベントの新規実施又は企画・検討）

コストセンター

- ・ 宣伝図書等発行
- ・ 観光展等開催

II 監査の結果

1 委託料に係る随意契約の状況について

(1) 概要

観光振興事業において、観光協会から外部の業者に対する委託契約が、平成 15 年度において件数 11 件、合計 30,890 千円締結されている。これらの委託契約はすべて随意契約によっているが、観光協会においては、県の財務規則に準じて契約は原則として競争契約によることとされており、特別な事由がある場合のみ随意契約が認められている。

(2) 監査手続

平成 15 年度に観光振興事業において締結された委託契約（件数 11 件）について、その契約手続及び契約内容が法令に合致していることを確認するため、契約手続の決裁書類、契約書、会計資料と関係法令を突合し、分析・検討を行うとともに、担当者に対するヒアリングを行った。

(3) 結果

ア 平成 15 年度に観光振興事業において締結された委託契約のうち、「『長野県観光情報データベース』宿泊施設予約サービス機能追加業務契約（7,875 千円）」について、県財務規則第 150 条で定められている検査完了調書の作成が行われていない。

検査完了調書は、給付が契約どおりに行われたことを検査し、その事実を記録するための重要な書類であることから、今後は県財務規則を遵守することが必要である。

イ 平成 15 年度に観光振興事業において締結された委託契約のうち、「スキー王国 N A G A N O のポスター等に使用するグランドデザインの企画・制作業務契約（901 千円）」、「『長野県内共通リフト引換券』のキャッシュコピー、デザイン等の企画業務及びこれに基づく『長野県内共通リフト引換券』の制作業務、チラシ、ポスターの企画・印刷業務契約（3,668 千円）」、「『金メダルキャンペーン』の制作物に係るデザイン制作業務契約（2,329 千円）」、「『金メダルキャンペーン』の告知物に係るデザイン制作業務契約（1,251 千円）」及び「『スキーアカデミー』に係るデザイン制作業務（1,200 千円）」について、県財務規則第 136 条の 2 第 2 項で定められている随意契約適用条項の記載にあたり、随意契約適用条項ではない、不適切な条項が記載されているものがあった。

随意契約は、特別な事由がある場合にのみ認められる契約であり、決裁手続を行う上で適用条項及び相手先選定理由を明記することは非常に重要であることから、今後は県財務規則を遵守することが必要である。

2 観光事業振興助成補助金の執行状況の報告について

(1) 概要

観光振興事業は、県からの「観光事業振興助成補助金」を財源に運営されており、当該補助金の執行状況は法令に基づき、観光協会から県への報告が求められている。

(2) 監査手続

平成 15 年度に長野県から交付された「観光事業振興助成補助金（86,058 千円）」について、その執行状況の報告手続及び報告内容が法令に合致していることを確かめるため、報告手続の決裁書類、平成 15 年度の観光事業振興助成補助金実施計画書、実績報告書、会計資料と関係法令を突合し、分析・検討を行うとともに、担当者に対するヒアリングを行った。

(3) 結果

ア 「観光事業振興助成補助金」の各事業は当初計画と実績を比較すると大きく異なっており、県は年度末で一括して変更計画を承認している。年度末に一括して変更することは「観光事業振興助成補助金交付要綱」第 3 「補助事業の内容を変更（経費の 20%以上の変更）しようとするときは、速やかに知事の承認を受けること。」に反している。

（3 補助金から負担金への変更について（意見）参照）

イ 平成 15 年度に長野県から交付された「観光事業振興助成補助金（86,058 千円）」について、その執行状況の報告内容を確かめたところ、スキー王国イベントにおける芸能人に対する謝金（3 件、205 千円）について、平成 15 年度の観光事業振興助成補助金実績報告書に添付される「別紙」における報告内容が、2 件（100 千円）は報償費として報告されているが、残り 1 件（105 千円）はその他役務として報告されていた。本件については、全ての取引が報償費として報告されるべきであり、観光事業振興助成補助金の執行状況の正確な報告を求めている「観光事業振興助成補助金交付要綱」に反している。

今後は「観光事業振興助成補助金交付要綱」を遵守することが必要である。

3 補助金から負担金等への変更について（意見）

観光振興事業の業務の実施に当たり、観光協会は平成 15 年度より民間（出身者）主導の観光プロモーションを推進している。

しかし、県の観光協会に対する財政措置は補助金に依っているため、県が交付要綱を定め観光協会が業務執行しており、交付要綱において補助対象事業及び補助額が明記され、補助事業の内容を変更（経費の 20%以上の変更）するときには知事の承認を受けることが必要となる。観光協会が民間（出身者）主導の観光プロモーションを行うためには、観光協会に弾力的な運用すなわち補助金の総額の枠内で補助対象事業及び補助額の区分を超

えて業務執行することを認めることが必要となる。補助金から負担金や包括補助金に改めることを検討することが望ましい。

4 観光振興事業の実施計画の策定について(意見)

観光振興は民間（出身者）主導で行うとして、組織改正を伴う県職員の配置が行われ、観光協会が主体となった推進体制に変更している。平成15年度は、このような変革期にあつたこともあり業務の実施が当初予定した通りに実施されていない。

例えば、信州イメージアップ推進事業において、当初の事業実施計画にない「長野県観光振興方針検討委託業務」が行われたため当初の事業実施計画に比べ委託料の実績が多くなっている。国際観光推進事業においても、当初の事業実施計画にない中国・韓国・英語パンフレット印刷代支出により当初の事業実施計画に比べ需用費の実績が多く、当初の事業実施計画にある韓国観光プロモーションが実施されなかつたため当初の事業実施計画に比べ委託料の実績が少なくなっている。スキー王国NAGANO構築事業においても、当初の事業実施計画にないスキー再興戦略会議モデル地区事業助成金が実施されたため当初の事業実施計画の内訳に比べ負担金・交付金の実績が多くなっている。

当初の事業実施計画に織り込まれていない事業内容を実施することは望ましいことはないため、観光協会は、事業実施計画について、中期実施計画（信州観光振興ビジョン）に沿って実施する事業内容を明確にし、実施する必要額を正確に積算するよう努めることが望まれる。

なお、観光協会が策定した現在の中期実施計画である信州観光振興ビジョンは収益確保を目指して収益事業を行うことを前提に策定されたものである。その後、収益事業を行わないこととされたため、観光振興事業を実施するための中期実施計画は正式に改訂することが必要である。

また、県は、観光協会の事業実施計画が県の観光振興ビジョンに示されている展開方策や戦略プロジェクトに沿っていることを確認してこれを承認し、事業の必要額を査定して財源措置を行うことが必要である。

さらに、平成15年度において観光振興事業は、県からの観光事業振興助成補助金の他、特定の業務実施の受益者たる市町村等の負担金及び観光協会の独自事業である施設事業から観光振興事業に携わる職員の人事費の補填額（48,980千円）により賄われている。本来、必要な資金は、観光協会の他の事業から流用されるのではなく、観光振興事業内で完結するべきである。そのためには適切な財源確保が必要となる。従って、観光振興事業の財源として、県の適正な財源措置額がいくらであるのか及び特定の業務実施の受益者たる市町村等からの負担金をいくら徴収すべきであるのかを見極めていく必要がある。

5 観光振興事業の実施内容の評価について(意見)

観光振興事業において、県が長野県観光ビジョン（長野県観光振興基本計画）により基

本的方向性を示し、観光協会を中心として民間（出身者）主導によりこれを推進するという考え方には、民間的な発想・アイデアや実施方法などを取り込むことにより事業の活性化をもたらすことが期待できる。しかし、県が観光振興事業に必要な財政措置を行っていることから、県は観光協会の業務の実施が適正に実施されていることを評価する必要がある。現在、県は観光協会から補助金又は委託料の実績報告を受けているが、その実施内容を実質的に評価していない。このことは、「II 監査の結果」2（3）でも記載したように県は年度末で一括して変更計画を承認していることからも明らかである。

観光振興事業の業務の実施状況を評価するには、評価基準が必要となる。評価基準としては、県が設定する当年度に達成するべき目標数値又は観光協会が作成した業務実施計画が考えられる。

まず、県が設定する当年度に達成するべき目標数値について、観光振興事業全体の目標数値の設定は平成16年度達成目標として長野県観光ビジョンで示されている。しかし、個々の観光振興事業（例えば信州イメージアップ推進事業）では事業の性格が振興という抽象的な内容であるため目標数値の設定は困難であるといえる。

次に、観光振興事業は観光協会が作成した事業実施計画を評価基準とするためには、観光協会が策定した事業実施計画を県が事前に承認し、観光協会が事業実施計画に沿って実施し、事後的に県が事業実施計画と実績を比較して評価するといった体制・仕組みを構築することが必要となる。この体制・仕組みの中では県と観光協会の役割を明確に区分することが前提となる。観光協会は事業の実施にあたり必要に応じて県に説明を行っており連絡を密にしているとのことである。しかし、これでは、観光協会が県の指導の下に事業を実施していることになり、責任を持って主体的に事業を実施していないことになる。観光協会は、計画時・実績報告時に県に十分に説明することを前提として事業実施計画に従い主体的に実施して実績及び成果に対して責任を持つことが求められる。そして、県は観光協会の業務の実施に必要な協力をすると、役割を超えて関与しないことが求められる。

なお、実施内容の評価にあたり、外部の観光事業に係わる有識者からなる評価委員会を設置して、事業実施計画及び事業実績を評価しその評価結果を踏まえて県が承認することも考えられる。県が直接評価することは、県の関与が増大して民間的な発想・アイデアや実施方法が阻害されることも想定されるためである。これは独立行政法人において採用されている評価制度である。

第六 施設事業

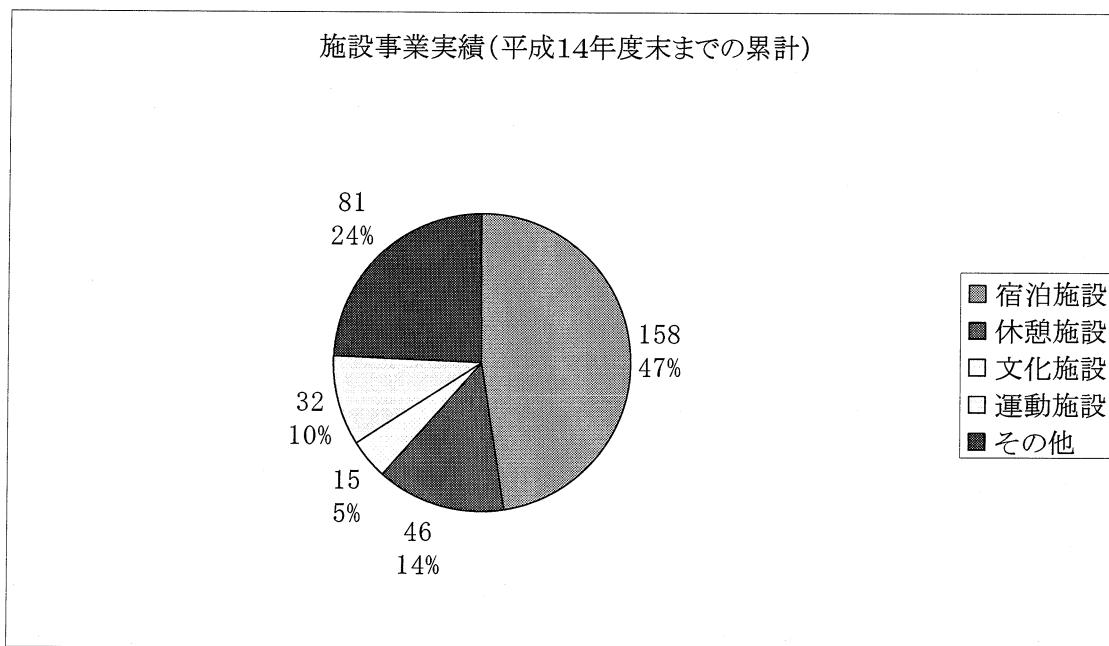
I 施設事業の内容

施設事業とは、観光協会が市町村など公共団体等の申請に応じ、県内観光施設の整備を行い、地域観光の発展を促進させるための制度である。

具体的には、市町村等からの申請に応じて観光施設、文化施設、およびこれらに付帯する施設を整備し、整備完了後市町村に割賦販売方式で譲渡している。

平成14年度末現在、計332件（金額にして31,132,099千円）の事業を実施しており、平成15年度末は3施設を年賦売買契約を締結し、3施設を翌年度へ継続案件としている。平成14年度末までに整備した施設の主な内容は以下のとおりとなっている。

表1-13 施設事業で建設した施設の内訳（物件数での累計）



注：ここでいう各種施設の区分は以下のとおりである。

区分	内容
宿泊施設	いわゆる「公共の宿」に相当する施設をいう。
休憩施設	主に「観光センター」「レストハウス」等をいう。
文化施設	「民族資料館」「郷土館」等に代表される施設をいう。
運動施設	「スキーリフト設備」「グラウンド場」に代表される施設をいう。
その他	上記4つの区分以外の施設（例：上記4施設の周辺整備など）をいう。

施設事業の業績等の推移は、以下のようになっている。

表 1-14 施設事業 財務諸表

収支計算書		(単位:千円)		
収入		平成13年度	平成14年度	平成15年度
事業収入	1,796,112	1,292,489	1,290,694	
借入金収入	4,652,000	4,242,000	3,312,000	
その他	14,271	30,588	18,680	
計	6,462,383	5,565,077	4,621,374	
支出				
事業費	184,763	735,187	195,558	
管理費	140,852	119,705	67,253	
借入金返済支出	6,070,000	4,652,000	4,242,000	
支払利息支出	54,808	21,371	33,909	
繰入金支出	49,372	28,820	48,980	
その他	2,502	6,222	18,508	
計	6,502,297	5,563,305	4,606,208	
当期収支差額	-39,914	1,772	15,165	
次期繰越 収支差額	23,288	25,060	40,225	

(注：財務諸表は千円単位を四捨五入しているため、合計額とは一致しない)

施設事業の収支計算書の主な増減は以下のように分析される。

- ①平成 13 年度から平成 15 年度にかけて、借入金収入を借入金返済支出が上回っている。
これは、施設事業の申請が減少傾向にあり、新たに借り入れるよりも返済する方が多くなっていることが主な原因である。
- ②平成 14 年度の事業費（7 億強）が他の 2 期（平均して 2 億弱）を大幅に上回っているのは、当該年度に箕輪町に「渋の湯ながた荘（増改築）」を 7 億円余りで建設・譲渡することによる。

正味財産増減計算書

(単位:千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度
増加の部			
資産増加	410,890	1,490,770	
当期収支差額		1,772	
施設事業建設費増加額	181,358	731,670	
長期未収金増加額	177,659	749,993	
その他	51,873	7,335	
負債減少	6,072,707	4,677,749	
増加額合計	6,483,597	6,168,519	160,942
資産減少	1,980,384	1,904,783	
当期収支差額	39,914		
施設事業建設費減少額	177,659	749,993	
長期未収金減少額	1,575,986	1,127,097	
収益事業勘定減少額	179,593		
その他	7,232	27,693	
負債増加	4,652,081	4,245,945	
借入金増加額	4,652,000	4,242,000	
その他	81	3,945	
減少額合計	6,632,465	6,150,729	152,964
正味財産増加額	△ 148,867	17,790	7,977
前期繰越正味財産額	2,403,809	2,254,941	2,272,731
期末正味財産合計額	2,254,941	2,272,731	2,280,709

(*) 平成 15 年度から、正味財産増減計算書の作成方法を変更しているため、合計額のみ記載している。

(注：財務諸表は千円単位を四捨五入しているため、合計額とは一致しない)

施設事業の正味財産増減計算書の増減は以下のように分析される。

- ①平成 13 年度に「収益事業勘定減少額」179,593 千円とある。これは、当該年度に国民宿舎志賀高原荘を廃止したことに伴い、当該高原荘への元入金額を減損させたものである
(II 「3 施設事業から振興事業及び宿舎事業への付替について（意見）」にて後述)。
- ②平成 14 年度の「施設事業建設費増加額」及び「長期未収金増加額」が平成 13 年度のそれらより大幅に多額に上っているのは、既述した「渋の湯ながた荘（増改築）」に起因するものである。

貸借対照表

(単位:千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度
資産			
流動資産			
現預金	25,165	24,666	27,957
未収金	14,634	2,602	13,807
商品	89,518	89,518	89,518
用地事業仮勘定	25,895	25,895	25,895
施設事業仮勘定	19,990	1,667	115,872
その他	15	675	143
流動資産 計	175,220	145,025	273,195
固定資産			
長期未収金	6,344,845	5,967,741	4,905,797
収益事業勘定	345,000	345,000	345,000
退職給与積立預金	203,735	181,961	181,961
その他	169,217	170,647	181,198
固定資産 計	7,062,797	6,665,349	5,613,956
資産 合計	7,238,018	6,810,375	5,887,151
負債			
流動負債			
借入金	4,652,000	4,242,000	3,312,000
未払金	14,641	1,665	784
預り金	1,871	1,080	817
その他			80
流動負債 計	4,668,513	4,244,884	3,313,682
固定負債			
退職給付引当金	203,765	181,961	181,961
用地事業引当金	110,797	110,797	110,797
固定負債 計	314,563	292,759	292,759
負債 合計	4,983,007	4,537,643	3,606,442
正味財産	2,254,941	2,272,731	2,280,709

(注：財務諸表は千円単位を四捨五入しているため、合計額とは一致しない)

施設事業の貸借対照表の増減は以下のように分析される。

- ① 「商品」とは、旧開発公社から引き継いだ別荘分譲地（土地）である。これについては本章の「6 その他検討を要する事項について（意見）（2）遊休土地」にて記述する。
- ② 「用地事業仮勘定」も①「商品」と概ね同様の分譲予定地を計上している。これも本章のⅡ「6 その他検討を要する事項について（意見）（2）遊休土地」にて記述する。

- ③「施設事業仮勘定」とは、施設事業で建設中の施設を集計している、民間企業でいうところの「建設仮勘定」を意味する。
- ④「収益事業勘定」とは、宿舎事業への元入金をいう。
- ⑤「用地事業引当金」とは、商品として計上した土地を整備し販売できるまでに必要と見積もった費用などを計上している。これについては本章のⅡ「6 その他検討を要する事項について（意見）（3）用地事業引当金」にて記述する。